

監査委員告示第 4 号

地方自治法第199条第7項の規定により、令和元年度財政援助団体等監査を実施しましたので、同条第9項の規定によりその結果を公表します。

令和元年11月25日

上田市監査委員 小池 功二
同 尾島 勝

令和元年度財政援助団体等監査結果

上田市監査委員

I 補助金等交付団体

1 監査の目的

補助金等を交付している団体について、その目的に沿って事業が適切に行われているかを検証するとともに、行政監査の視点も加えて、団体を所管する課の指導状況等についても監査する。

2 監査の対象

	監査対象	所管課
信州上田まつり実行委員会	(款) 07商工費 (項) 01商工費 (目) 05観光費 (大 事 業) 04市民まつり事業費 (節) 19負担金、補助及び交付金 (細 節) 02その他負担金 (細々節) 08信州上田まつり実行委員会負担金	商工観光部 観光課

3 監査の着眼点

- (1) 事業は、交付条件に沿って実施され、十分な効果が上げられているか。
- (2) 補助金等の金額は適正か。また、多額の繰越金が発生していないか。
- (3) 補助金等に係る収支の経理は適正か。また、対象事業以外に流用されていないか。

4 監査の範囲

平成30年度の決算状況及び会計事務処理等

5 監査の方法

平成30年度の決算状況を過去5年度分と経過比較するとともに平成30年度の出納に係る文書等を精査し、必要に応じ関係職員の事情聴取を行いました。
預金通帳等の管理状況については、事務所の実査を行いました。

6 監査の期間

令和元年7月1日から令和元年11月18日まで

7 監査対象の概要

(1) 信州上田まつり実行委員会の概要

信州上田まつり実行委員会は、平成22年3月15日、まつりやイベントを市民力により実施することで地域経済の活性化(上田が元気になる)を促すために、官民協働による組織として32団体が参加し設立されました。

上田城千本桜まつりを始め、今まで個々に開催していた上田城跡公園周辺のイベントをとりまとめ、年間をとおしての活動をするようになりました。

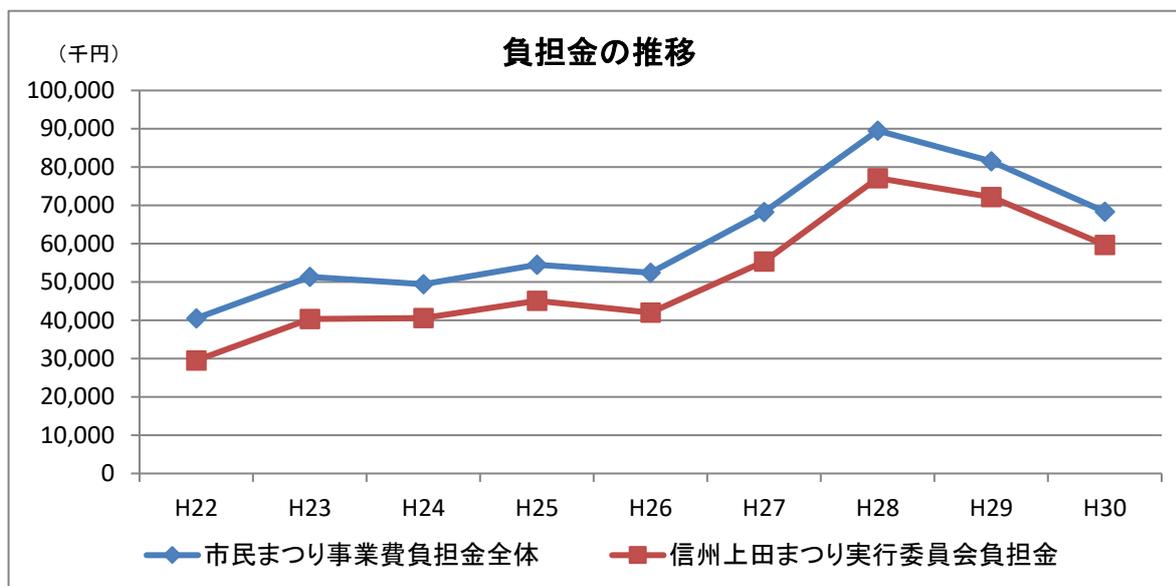
規約では、事務局は上田市観光課及び(一社)信州上田観光協会に置くとされ、経費は負担金、会費並びにその他の収入をもって充てるとされています。

(2) 上田市負担金の交付状況

(単位:千円)

	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
市民まつり事業費負担金全体	40,529	51,329	49,457	54,485	52,399	68,270	89,517	81,488	68,311
信州上田まつり実行委員会負担金	29,529	40,329	40,557	45,085	41,999	55,370	77,117	72,188	59,661
信州上田まつり実行委員会負担金占有率(%)	72.9	78.6	82.0	82.7	80.2	81.1	86.1	88.6	87.3

※H22、H23については、別途交付されていた上田真田まつり負担金を加算しています。



商工費の市民まつり事業費負担金全体の大半を占める信州上田まつり実行委員会負担金は、NHK大河ドラマ「真田丸」放映に対応した事業展開により平成27年度より急増し、平成28年度にピークを迎えました。

(3) 決算の状況

【収入の部】

(単位:千円)

項	目	節	決算額				
			H26	H27	H28	H29	H30
1. 負担金			48,926	60,769	94,337	75,534	60,822
	負担金	上田市	41,999	55,370	77,117	72,188	59,661
		負担金の上田市分占有率(%)	85.8	91.1	81.7	95.6	98.1
	負担金	商工会議所	1,800	1,000	1,000	1,000	1,000
	負担金	(一社)信州上田観光協会 (上田観光コンベンション協会)	0	0	2,000	2,256	0
	負担金	物産展出店負担金等	4,138	2,067	990	0	0
	負担金	姉妹都市等観光物産展負担金	0	0	0	90	61
	負担金	大河ドラマ「真田丸」推進協議会	0	0	4,300	0	0
	負担金	そばフェスタ実行委員会	0	578	50	0	0
	広告収入・協賛金	協賛企業等	989	1,754	8,880	0	100
2. 雑収入			761	851	2,191	3,681	1,402
	繰越金		659	847	1,202	3,155	305
	利息		3	3	0	0	0
	雑収入		99	0	989	526	1,097
合 計			49,687	61,620	96,528	79,215	62,224

【支出の部】

項	目	節	決算額				
			H26	H27	H28	H29	H30
1. 運営管理事業			230	230	770	388	882
	会議費	報償費	0	0	0	0	0
	会議費	会議費	10	49	217	4	0
	会議費	研修視察費	10	12	444	318	536
	会議費	その他諸経費	210	169	108	66	346
2. 上田城千本桜まつり			24,789	26,777	29,427	38,836	27,547
	イベント開催費	会場運営等業務委託	1,547	14,146	19,345	24,755	16,952
	イベント開催費	イベント運営費	10,224	2,576	951	2,031	1,687
	イベント開催費	仮設トイレ設置	38	80	37	0	30
	イベント開催費	印刷・広告費	5,113	2,434	146	192	265
	イベント開催費	その他諸経費	755	1,072	775	97	24
	駐車場警備費	駐車場整理・交通誘導等業務委託	7,111	6,468	8,173	11,762	8,588
3. 上田真田まつり			12,241	12,660	32,011	29,340	27,838
	イベント開催費	会場運営等業務委託	7,834	2,915	8,663	7,554	6,880
	イベント開催費	イベント運営費	2,994	4,654	16,837	21,507	20,797
	イベント開催費	印刷・広告費	1,004	1,191	162	217	0
	イベント開催費	その他諸経費	129	3,015	6,348	22	161
	警備費	駐車場整理・交通誘導等業務委託	281	885	0	40	0
4. 上田城納涼夏まつり			0	0	0	0	1,527
	イベント開催費	会場運営等業務委託	0	0	0	0	1,499
	イベント開催費	イベント運営費	0	0	0	0	28
	イベント開催費	仮設トイレ設置	0	0	0	0	0
	イベント開催費	印刷・広告費	0	0	0	0	0
	イベント開催費	その他諸経費	0	0	0	0	0
	駐車場警備費	駐車場整理・交通誘導等業務委託	0	0	0	0	0
5. 上田城紅葉まつり			11,158	15,373	14,189	10,205	4,155
	イベント開催費	会場運営等業務委託	263	8,567	11,152	4,320	3,172
	イベント開催費	イベント運営費	7,326	2,465	2,155	5,816	981
	イベント開催費	仮設トイレ設置	0	0	109	0	0
	イベント開催費	印刷・広告費	642	1,106	518	0	0
	イベント開催費	その他諸経費	634	803	255	68	2
	駐車場警備費	駐車場整理・交通誘導等業務委託	2,294	2,431	0	0	0
6. まつり関連事業			422	0	0	141	0
	まつり連携事業費	イベント開催費	422	0	0	141	0
7. 真田丸関連事業			0	5,379	16,977	0	0
	上田城真田茶屋事業費	イベント開催費	0	5,178	16,707	0	0
	まつり連携事業費	イベント開催費	0	201	270	0	0
8. 予備費			0	0	0	0	0
	予備費	0	0	0	0	0	0
合 計			48,839	60,419	93,373	78,910	61,949
支出額/収入額(%)			98.3	98.1	96.7	99.6	99.6

(4) 平成30年度 主な支出の事務処理状況 (金額単位:千円)

支払内容	支払額	契約方法	参加業者数	関係書類の有無・決裁権者		
				施行伺	契約伺	検査調書
2018「第15回上田城千本桜まつり」に係る運営業務委託一式	16,952	プロポーザル	7	事業部会長	事務局長	事務局長
真田丸関連イベント・第36回上田真田まつり制作アテンド業務一式	13,000	随意契約	1	無	事業部会長	事務局長
上田城千本桜まつり及び上田真田まつり交通誘導等警備業務委託料	7,147	指名競争入札	6	事業部会長	事務局長	事務局長
第36回上田真田まつり運営等業務委託一式(上田城千本桜まつり受託者)	6,879	随意契約	1	無	事務局長	事務局長
第36回上田真田まつり甲冑行列衣装・小道具一式 使用料	3,500	随意契約	1	無	事務局長	事務局長
2018 第12回「上田城紅葉まつり」運営業務一式	3,172	プロポーザル	7	事業部会長	事務局長	事務局長
2018「上田城de夏フェスタ! 納涼盆まつり」に係る運営業務委託料	1,499	随意契約	7	事務局長	事務局長	事務局長
上田城千本桜まつり及び上田真田まつり駐車場管理業務委託料	1,440	随意契約	1	事務局長	事務局長	事務局長

※事業部会長＝商工観光部長 事務局長＝観光課長

～参考～

上田市における専決規定（上田市事務処理規則第3条・第4条）

事務の種類	市長	副市長	部長	課長
(イ) その他業務委託(建設コンサル、森林整備等業務委託以外)	5,000万円以上	1,000万円以上 5,000万円未満	200万円以上 1,000万円未満	200万円未満

8 監査の結果

(1) 負担金等について

定常的に納入されている負担金は、上田商工会議所（従来から上田真田まつりに対して負担してきた経過あり。）からの100万円を除くと上田市以外のもはありませんでした。

また、信州上田まつり実行委員会規約にある会費については、徴収していませんでした。

事務局によると、まつり実行委員会の委員は、事務局からの依頼により、中央市街地の商店会及び商店街振興組合の皆さんに担っていただいているのが実情で、会費を徴するだけの直接的な利益(メリット)等がないことから、会費を徴収するという性質に合わないかと判断しているとのことでした。

平成26年度から平成30年度までの収入に対する支出割合は平均で99%ほどとなり、多額の繰越金はありませんでした。(P3参照)

(2) 支出等の事務処理状況について

事務局は観光課職員が兼務しており、会計事務処理は上田市の規則等を準用していました。

委託業務契約等に係る決裁については、事務局長（以下、「課長」という。）、事業部会長（以下、「部長」という。）が上田市事務処理規則で決められた専決できる金額を超えて行っていました。また、業務委託の意思決定をする業務施行伺等の書類作成が、欠落しているものがありました。(P4参照)

数多く支出されている謝礼や役員の慶弔費については、明確な基準が設けてなく、その時の状況で課長の裁量で支払われていました。

研修視察費については、平成28年度から急増しており、実行委員会が主催するイベントに係る視察とのことですが、判断基準が曖昧です。

(3) 預金通帳等の管理状況について

預金通帳の管理者が明確に決められておらず、届出印は課長が管理していました。届出印管理者と別の者を通帳管理者と決め、管理する必要があります。

(4) 監査体制について

一会計年度につき1回、支払伝票と帳簿を基に監査が行われていました。監査の内容は、金額の突合のみで、支出自体の合理性、適正性を審査するものではありませんでした。

会計課が指導している「上田市任意団体会計事務取扱基準」では、年3回以上は団体の長に預金通帳及び関係帳票類を提出し確認を受けることとなっていますが、実施されていませんでした。

(5) 事業による経済効果の検証について

信州上田まつり実行委員会の目的は、地域経済の活性化(上田が元気になる)です。イベント開催等による観光会館や物産展の売上、市の管理する観光施設等の入場者数などについては集計されたものがありました。が、そもそもの地域経済の活性を見るための中央商店街を始めとした商店等の売り上げ実績、市内温泉施設等の宿泊者数など評価の基になるものがなく、事業による経済効果の検証が行われている状況ではありませんでした。

9 監査の意見

(1) 信州上田まつり実行委員会の実態、設立目的との乖離について

信州上田まつり実行委員会(以下「実行委員会」という。)は、実行委員会規約(以下、「規約」という。)によると上田市内の商工観光関係者・市民団体が一丸となって、上田ならではの「観光まちづくり」の実現のために、さまざまな事業を実施し、誘客促進を図ることを目的としています。

しかしながら、実態は観光課職員が、業務の大半を担っており、必要に応じ各団体の協力を求めている状況です。事業費においても、90%以上が市の負担金で賄われており、事実上、市の通常業務の域と言えます。設立目的からは乖離した状態で、存在そのものが形骸化しています。

また、多額の負担金を使っている事業であるにもかかわらず、誘客増加による経済効果については数値を基に十分な評価が行われていません。

実行委員会の事業そのものが、商工観光事業者等にとって必要とされるものなのか、改めて検証する必要があると考えます。

(2) 会計処理の内部統制について

監査結果のとおり、会計事務に関して、会計管理者にあたる第3者のチェックが入らない状況です。

支出についても明確な基準がなく、多額な支出を課長決済のみで行える状況にあります。

監査については、年度末に支払伝票、帳簿、預金通帳の金額の突合をしていますが、支出そのものの適正性を監査するものになっていません。

適正な会計管理には支出基準、専決規定等を盛り込んだ規則の整備が必要であり、「上田市任意団体会計事務取扱基準」の遵守が求められます。

また、収入の9割が市負担金、事務局は上田市職員の状況で、会計そのものを信州上田まつり実行委員会会計として管理する必要があるのか、市の会計として管理すべきか再検討する必要があると考えます。

(3) 今後の祭の実施形態について

現在の上田城千本桜まつり等の祭は、観光課職員が主体となり全庁的な職員動員の基で実施しています。

本来、行政としての観光課の業務は、上田市全体の観光行政の企画立案や他団体との調整等が主な業務でなければならないはずのものが、自らが祭そのものを実践している状況です。

祭そのものは、(一社)信州上田観光協会が核となり関係事業者をとりまとめ実践すべきと考えます。そして、企画立案する行政と実践する者との連携をとり、参加する事業者が自ら収益を上げることのできる仕組みを構築していくことが望まれます。

II 公の施設の指定管理者

1 監査の目的

平成28年度から実施している「指定管理者による公の施設の管理について」の監査結果を踏まえ、令和元年度においても指定管理者施設の所管課及び指定管理者が「上田市公の施設に係る指定管理者制度の基本的な考え方」や基本協定書等に基づいて事務執行が適正で合理的かつ効果的に処理されているかを目的としました。

2 監査の対象

監査対象	指定管理者	所管課
上田市菅平高原国際リゾートセンター	菅平自治会	真田地域自治センター 産業観光課

3 監査の着眼点

対象とした指定管理施設の運営に関し、次の着眼点から監査を実施しました。

- (1) 関係法令等及び基本協定書等に基づき適切に管理されているか。
- (2) 指定管理者業務に係る会計経理は適正に行われているか。
- (3) 利用者サービスの向上や運営の効率化に努めているか。

4 監査の範囲

平成30年度の施設管理業務に係わる出納その他の事務

5 監査の方法

指定管理者の指定に関する調書、現協定期間における基本協定書及び平成30年度の年度協定書から業務報告書に至る一連の書類の提出を求め、その内容を監査しました。

なお、これらを監査するためには、各団体の予算、決算、会計処理、内部統制等についても確認する必要があるため、各団体から関係書類等の提出を求め、説明聴取して実施しました。

6 監査の期間

令和元年7月1日から令和元年11月18日まで

7 監査対象の概要

菅平高原国際リゾートセンターは、「菅平高原における活力ある地域産業の振興並びに市民の教養の向上、健康体力づくりへの寄与及び生活文化の振興を図り、もって国際的に魅力あるまちづくり」を目的に昭和63年に建設されました。

国際観光地を目指す菅平高原の拠点及び地域住民のコミュニティの場として利用されています。

- (1) 指定管理者 菅平自治会
- (2) 基本協定年月日 平成28年4月1日
(指定期間 平成28年4月1日～令和3年3月31日 5年間)
年度協定年月日 平成30年4月1日
- (3) 指定管理料 8,600,000円

(4) 指定管理料支出日及び金額

平成30年	5月21日	4,300,000円(1期目)
平成30年	12月10日	4,300,000円(2期目)

(5) 指定管理の内容

・施設の概要(管理業務仕様書等より)

所在地 上田市菅平高原1223番地1751

建設年月日 昭和63年

構造 地下1階・1階 鉄筋コンクリート
2階・3階 木造

敷地面積 21,393.54㎡

延床面積 1,966.93㎡

施設構成 1階: エントランス、イベント準備室、和室、事務室他
2階: 大ホール トイレ他
3階: 会議室
地下1階: 倉庫 ボイラー室他

その他 リゾートセンターグラウンド

・管理業務(条例第4条、募集要項等より)

ア 上田市菅平高原国際リゾートセンターの利用許可等に関する業務

イ 上田市菅平高原国際リゾートセンターの施設、設備等の維持管理に関する業務

ウ 前2号に掲げるもののほか、上田市菅平高原国際リゾートセンターの運営に関する業務のうち、市長のみの権限に属する業務を除く業務

エ 指定管理者に付帯する業務

オ 自主事業

(6) 平成30年度収支状況

(単位：円)

区分	菅平高原国際リゾートセンター運営委員会		うち指定管理に係る経費	
	予算額	決算額	予算額	決算額
収入項目				
前年度繰越金	5,268,824	5,268,824	0	0
指定管理料	8,600,000	8,600,000	8,600,000	8,600,000
自治会等分担金	24,600,000	24,600,000	2,627,000	4,924,491
雑収入	1,231,176	1,365,550	0	0
収入合計(A)	39,700,000	39,834,374	11,227,000	13,524,491
支出項目				
人件費	25,340,000	23,929,328	5,042,000	5,644,362
職員給料・手当	21,500,000	20,181,027	4,400,000	4,983,899
福利厚生費	3,000,000	2,908,301	450,000	468,463
退職金共済	840,000	840,000	192,000	192,000
事務費	14,360,000	10,694,676	6,185,000	7,880,129
会議費	35,000	43,538	0	0
通信運搬費	800,000	816,664	750,000	781,984
修繕費	500,000	510,386	300,000	510,386
消耗品費	800,000	706,069	200,000	326,201
光熱水費	3,500,000	2,993,907	2,500,000	2,993,907
役務費	700,000	639,424	350,000	639,424
保険料	180,000	284,350	130,000	237,520
車両燃料費	35,000	28,390	0	0
委託料	2,000,000	1,890,814	1,800,000	1,869,214
印刷製本費	1,500,000	1,333,685	0	0
備品購入費	150,000	129,168	0	0
支払手数料	500,000	480,600	150,000	480,600
菅平区事務委託費	600,000	600,000	0	0
車両積立金	50,000	50,000	0	0
補修営繕積立金	100,000	100,000	0	0
雑費	150,000	87,681	5,000	40,893
予備費	2,760,000	0	0	0
支出合計(B)	39,700,000	34,624,004	11,227,000	13,524,491
収支差額(A-B)	0	5,210,370	0	0

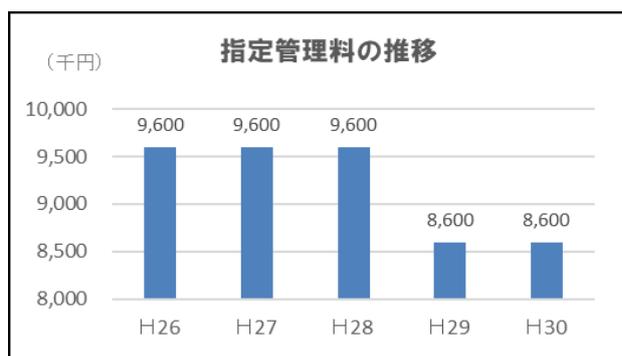
・指定管理者である菅平自治会のほか、菅平高原観光協会、菅平高原旅館組合を含めた組織である菅平高原国際リゾートセンター運営委員会の経理と一体的に処理され、指定管理に係る経費を別途計上しています。

・収支差額はなく、収入の不足分は自治会等分担金で補填しています。

(7) 指定管理料、収支の推移

(単位：円)

	H26	H27	H28	H29	H30
収入項目					
前年度繰越金	657,409	876,420	0	0	0
指定管理料	9,600,000	9,600,000	9,600,000	8,600,000	8,600,000
自治会等分担金	20,302,591	26,176,583	2,243,831	3,981,721	4,924,491
雑収入	921,203	1,593,622	1,317,223	0	0
収入合計(A)	31,481,203	38,246,625	13,161,054	12,581,721	13,524,491
支出項目					
人件費	18,865,673	21,004,511	5,165,524	5,099,963	5,644,362
職員給料・手当	15,297,046	17,967,809	4,469,936	4,423,363	4,983,899
福利厚生費	2,736,927	2,338,702	503,588	484,600	468,463
退職金共済	831,700	698,000	192,000	192,000	192,000
事務費	11,739,110	12,082,225	7,995,530	7,481,758	7,880,129
会議費	27,645	19,591	36,814	0	0
通信運搬費	743,246	846,140	857,352	764,246	781,984
修繕費	457,335	227,296	228,272	459,377	510,386
消耗品費	734,346	738,707	350,275	279,498	326,201
光熱水費	3,660,272	3,248,793	2,732,980	2,998,798	2,993,907
役務費	675,759	447,300	438,553	505,633	639,424
保険料	309,456	218,060	132,280	111,660	237,520
車両燃料費	56,624	22,080	0	0	0
委託料	2,642,784	2,786,436	2,620,246	1,888,082	1,869,214
印刷製本費	1,549,223	1,416,639	0	0	0
備品購入費	265,852	167,360	113,688	0	0
支払手数料	0	0	477,360	466,560	480,600
菅平区事務委託費	0	0	0	0	0
車両積立金	150,000	150,000	0	0	0
補修営繕積立金	300,000	300,000	0	0	0
雑費	166,568	1,493,823	7,710	7,904	40,893
予備費	0	0	0	0	0
支出合計(B)	30,604,783	33,086,736	13,161,054	12,581,721	13,524,491
収支差額(A-B)	876,420	5,159,889	0	0	0



・平成26、27年度は、菅平高原国際リゾートセンター運営委員会の経費を含めた決算額が報告されており、指定管理に係る経費の詳細は確認できませんでした。

(8) 利用状況

●平成30年度月別利用状況

(単位：回)

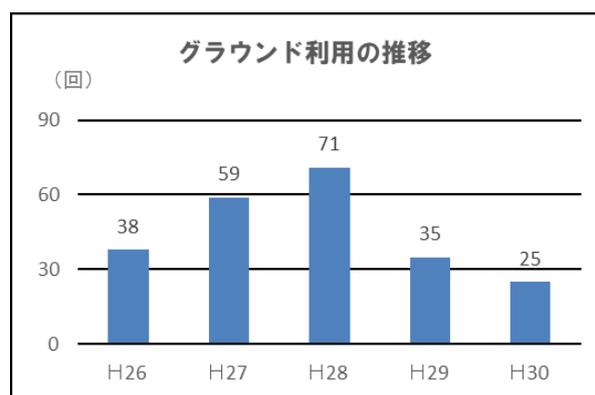
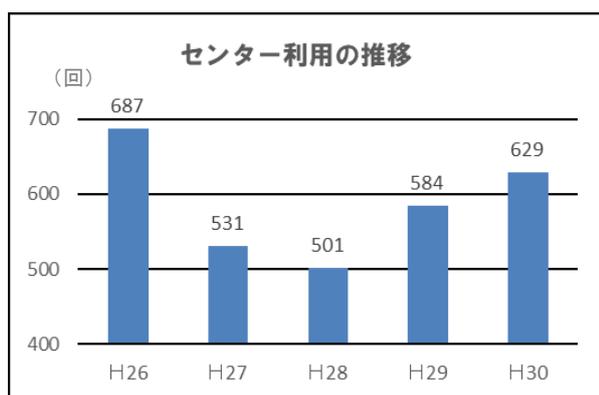
区分	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
ホール	12	17	16	10	12	7	17	17	0	19	13	18
国際講義室	9	7	12	7	15	4	6	7	0	13	23	24
イベント準備室	15	16	15	18	31	17	16	27	0	32	30	32
ふれあい研修室	12	9	10	8	3	0	8	14	0	12	11	8
合計	48	49	53	43	61	28	47	65	0	76	77	82
グラウンド	0	1	0	3	21	0	0	0	0	0	0	0

- ・センター利用は1月から3月の冬期に増加しています。12月は通常通りに開館していましたが利用実績はありませんでした。
- ・グラウンド利用は夏季に集中しています。冬期は降雪等のため利用実績がありませんでした。

●過去5年間利用状況

(単位：回)

区分	H26	H27	H28	H29	H30
ホール	185	184	184	162	158
国際講義室	150	92	84	111	127
イベント準備室	166	192	168	191	249
ふれあい研修室	186	63	65	120	95
センター 合計	687	531	501	584	629
グラウンド	38	59	71	35	25



- ・センター利用は近年増加傾向にあります。
- ・グラウンド利用は平成29年度から減少しています。市営第一グラウンドに菅平高原アリーナが建設されたことが要因です。

●過去5年間使用料実績

(単位：円)

		H26	H27	H28	H29	H30
センター使用料	市	0	0	0	0	0
	指定管理者	不明	366,000	324,000	565,000	461,000
グラウンド使用料		1,060,000	1,560,000	1,820,000	970,000	700,000

- ・センター使用料は、指定管理者から市に入金されていませんでした。
- ・平成26年度センター使用料の実績は、書類等紛失のため不明でした。

8 監査の結果

(1) 会計処理に関すること

基本協定書や管理業務仕様書では指定管理業務に要する経費は、業務に要する経費を明らかにするため他の会計と独立した会計を設け、専用口座において管理することが定められています。

しかしながら、当会計は、指定管理者である菅平自治会のほか、菅平高原観光協会、菅平高原旅館組合を含めた組織である「菅平高原国際リゾートセンター運営委員会」の経理と一体的に処理されており、専用口座は設けられていませんでした。領収書等の確認書類も指定管理者である菅平自治会ではなく、菅平高原国際リゾートセンター運営委員会名であり、経費按分比率等も明確にされていないため、収支決算書の整合性について確認できませんでした。

(2) 管理運営経費に関すること

管理業務仕様書では、管理運営経費に要する経費は指定管理料と自治会負担により賄うこととされていますが、自治会負担に関する按分比率等の記載がなく、指定管理料の積算根拠が不明確でした。

(3) 業務報告に関すること

基本協定書において翌月10日までの報告とされている「使用料金徴収の実績」「使用料金減免の実績」、管理業務仕様書において事業年度終了後の報告とされている「使用料又は利用に係る料金収入の実績」についての指定管理者からの報告が行われていませんでした。

(4) 利用許可及び使用料減免に関すること

センターを利用しようとする者は、事前に利用許可申請書を指定管理者に提出しなければならないと上田市菅平高原国際リゾートセンター管理規則（以下、「管理規則」という。）で定められていますが、利用許可申請書なく利用を許可している事例がありました。

使用料の減額及び免除を受けようとする者は、減額又は免除の理由を記載した申請書を指定管理者に提出しなければならないと管理規則で定められていますが、申請なく減額又は免除している事例がありました。また、上田市菅平高原国際リゾートセンターの使用料の減額又は免除基準に該当しない利用についても減額又は免除されている事例がありました。暖房使用料は徴収実績がなくすべての利用において免除されていました。

(5) 使用料に関すること

基本協定書において、使用料は市の収入とすることが定められていますが、センター使用料について指定管理者の収入として処理されていました。

施設使用料は原則として利用許可の際に徴収することが上田市菅平高原国際リゾートセンター条例（以下、「条例」という。）で定められていますが、利用許可の際に徴収していない事例がありました。

条例で定められた使用料について、市の許可なく高い使用料を適用し徴収していました。

(6) 収納委託に関すること

上田市菅平高原国際リゾートセンターは、使用料徴収施設であり基本協定書第9条により指定管理者が日常的に使用料収納事務を行っていますが、地方自治法施行令第158条及び上田市財務規則52条の規定による徴収又は収納の委託手続きがされていませんでした。また、管理業務仕様書に使用料の収納委託に関する業務の記載がありませんでした。

(7) 行政財産の目的外使用に関すること

施設内にある団体事務所、菅平クリニック及び自動販売機等について、行政財産の目的外使用許可に関する手続きがされていませんでした。

(8) 開館時間及び休館日に関すること

条例では、センターは無休、開館時間は午前8時15分から午後5時15分までとし、指定管理者が必要と認めるときは市長の承認を得て変更することができると定められていますが、承認を得ずに4月から6月、10月、11月の土曜日、日曜日を休館日とし、12月から3月までは開館時間を延長していました。

(9) 再委託に関すること

施設・設備の維持管理業務の一部を第三者に委託して実施していますが、第三者委託の承認に関する手続きがされていませんでした。リゾートセンターグラウンド芝生管理費としてNPO法人スポーツリゾートすがだいらへ再委託していますが、口頭契約により委託をしていたため、委託業務内容及び委託料積算根拠が不明でした。

9 監査の意見

(1) 施設管理運営経費の明確化について 【真田産業観光課】

施設の管理に要する経費は、独立した会計とし、業務に要する経費が明確になるような経理処理が必要です。現状では、上田市からの指定管理料は菅平高原国際リゾートセンター運営委員会会計の収入の一部として取り扱われ、業務に要する経費も明確となっていません。管理に係る経費や指定管理料の積算が適正に行われるよう改善を求めます。

(2) 所管課のチェック体制について 【真田産業観光課】

指定管理者の業務は、条例や基本協定書等において明文規定しています。しかしながら、今回の監査で確認したところ、定められた業務が指定管理者によって実施されていないものが多く、使用料については不適切な取り扱いが行われていました。また、指定管理者から提出された事業計画書や事業報告書の確認、定期的な実地調査等、所管課によるチェック体制が不十分でした。現在の菅平高原国際リゾートセンターの管理状況は、条例違反、協定違反です。早急に履行を求め、履行できる見込みがないと認められる場合は上田市公の施設の指定管理者の指定の手続き等に関する条例第9条及び基本協定書第29条による指定の取消しが必要と考えます。

(3) 設置目的及び施設のあり方について 【真田産業観光課】

菅平高原国際リゾートセンターは菅平高原における活力ある地域産業の振興並びに市民の教養の向上、健康体力づくりへの寄与及び生活文化の振興を図り、もって国際的に魅力あるまちづくりを目的として設置されている施設です。条例で定められた「設置目的」について、指定管理者の運営状況と照らし合わせて効果的に達成できているか検証が必要です。

施設のあり方については、条例違反等がある以上、指定管理者制度を導入すべき施設なのか、市の直営により運営すべき施設であるか、自治会への譲渡も含め、今後の施設のあり方について検討すべき施設と考えます。

(4) 指定管理者制度運用における内部統制機能の充実 【行政管理課】

平成29年度財政援助団体等監査の措置通知では、「平成30年度からすべての指定管理者制度導入施設の年度協定書及び予算書等について行政管理課において確認を行うこととし、指定管理者制度の適正な運用のためのチェック体制の強化を図ってまいります。」との内容でしたが、不十分と言わざるをえません。今回の監査においても施設所管課の制度認識不足による不適切な運用があり、本制度が効果的・効率的に運用されるために、更なる内部統制機能の充実が必要です。施設所管課が、指定管理者制度を理解し、指定管理者に対し基本協定書や管理業務仕様書の内容に基づき、適正な指導、助言、評価を行えているか、制度運用担当課である行政管理課において定期的な実地調査等の内部監査が必要と考えます。

